

令和6年

財政援助団体等監査報告書

阿 見 町 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による財政援助に係る監査として実施した令和6年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和6年7月31日

阿見町監査委員 佐藤 修 一
同 栗田 敏 昌

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、町が補助金、負担金その他の財政的援助を与えている団体等に対し、その出納その他の事務の執行が適切に行われているかについて監査するものである。

また、町による財政的援助を行うにあたっては、町執行部の事務体制、指導・監督の実態が密接に関係することを鑑み、同条第1項及び第5項の規定による監査をあわせて実施するものである。

2 監査実施団体

監査の対象となる団体に対する実施率及び令和6年の対象団体は、表1及び表2のとおりである。団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、前回の監査から相当の期間を経ている団体や指摘事項のあった団体を主に選定した。

なお、阿見町行政改革大綱に基づく外部評価は、令和5年度をもって終了となったため、本年度は全ての団体が選定対象となった。

(表1)監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体	26	6	23.1%
交付額1,000万円以上	4	3	75.0%

※表示単位未満を四捨五入

(表2)監査実施団体及び町所管課の一覧

団体名	町所管課
阿見町消防団	防災危機管理課
阿見町交通安全母の会	生活環境課
阿見サクラブ	農業委員会
阿見町観光協会	商工観光課
阿見町民生委員児童委員協議会	社会福祉課
阿見町社会福祉協議会	社会福祉課

3 監査期日

令和6年6月21日

4 監査対象範囲

令和5年度の事業を対象に実施した。主として、令和5年度交付分の補助事業等に係る事務を対象とした。

5 監査の重点項目

監査の重点項目は、次の3項目である。

項目	地方自治法における位置づけ
補助金が交付目的に沿って適正に活用されているか。	第199条第7項
補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	第199条第1項
補助金の経理が適正になされているか。	第199条第1項及び第7項

このほか、以前指摘事項のあった団体にあつては、当該指摘事項の改善が行われたかについて聞き取りを適宜行った。改善の確認を行った団体及び指摘事項は、次のとおりである。

団体名	指摘事項(指摘年度)
阿見町消防団	補助金に係る実績報告書の記載方法に関し、交付額を大幅に超過した実績額が計上されているなど、統一がされておらず、分団ごとに異なるため、統一的なものとなるよう指導すること。(R4)

6 監査の方法

団体及び町所管課から事前に提出を受けた決算関係資料を確認するとともに、書面監査による経理関係帳票類等の閲覧や、団体及び町所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

7 監査の結果

監査に付された各団体の決算関係資料及び経理関係帳票類等は、いずれもその計数は正確であり、適正に運営されているものと認められた。

また、指摘事項の改善については、適切に行われていると認められた。引き続き適切な指導等をお願いしたい。

一方、次のとおり一部において不適切な事案があったため、改善を要するものである旨報告する。

- (1) 実績報告書の不備に関する事項
- (2) 補助金の使途の基準に関する事項
- (3) 実績報告における現金出納状況の確認に関する事項
- (4) 補助金の充当先の記載に関する事項

8 監査の結果に基づく監査意見

(1) 実績報告書の不備に関する事項

阿見町消防団に関し、前回指摘事項の改善は行われたものの、補助金に係る実績報告書とその添付書類で同じ分団長による文書であるべきところ、分団長名が異なっている分団が存在したほか、報告書提出年月日が未記載のものがあるなど、書類の正確性に疑問がもたれる事案が見られた。報告書の内容審査を厳密に行い、必要に応じて補正を求めるなど、対応策を検討されたい。

(2) 補助金の使途の基準に関する事項

阿見町消防団に関し、補助金の使途については、阿見町消防団運営補助金交付要綱第4条において、次のように規定されている。

(補助金の使途)
第4条 運営補助金は下記のほか、消防団長が必要と認める費用に使用しなければならない。
(1) 車庫の維持に関する経費(借地料、上下水道料、光熱費等)
(2) 車庫の管理に関する経費(軽微な修繕)

このように、補助金の使途は限定的なものとなっており、その他の費用に充当する場合は、消防団長による承認を要するものとされている。

上記を踏まえ、実績報告書及び収支決算書を確認すると、次の費用に充当されていることが確認できる。

- ① 操法競技に要する消耗品(靴・脚絆・手袋等)
- ② 福祉共済金
- ③ 消防出初式制服クリーニング代
- ④ 団員名簿作成費用
- ⑤ 災害時備品(発電機・投光器・備品倉庫・ヘッドランプ等)

これら全てに関し、明確な基準等なく補助金の使途とすることは、「消防団長が必要と認める費用」という例外規定の濫用と捉えられかねないものと判断する。

よって、上記規定ぶりを含め、補助金の使途に関する定めを見直し、明確な基準を設けることを検討されたい。

(3) 実績報告における現金出納状況の確認に関する事項

阿見町交通安全母の会に関し、収支決算報告を確認した結果、預金通帳に記載された残高と繰越金額に不一致が認められた。このことに関し質疑したところ、現金として保管している旨回答があったが、当該現金の保管状況に係る帳簿等の備付けがないことが明らかとなった。補助金の使途状況及び精算の要不要を審査するためにも、現金を含む繰越金額を明らかにすることは重要であるため、現金出納簿を備えたり、団体内の監査時に現金保管状況を確認したことを明記したりするなど、確実な管理をお願いしたい。

(4) 補助金の充当先の記載に関する事項

監査対象となった団体の実績報告において、複数の団体において補助金の充当先が不明確なものとなっている。補助金の交付趣旨に鑑みて、適切に補助事業に補助金が活用された事実を確認することは、町の公金の支出の正当性の担保のために極めて重要な過程である。実績報告の際に、補助金の使途状況調書の添付をさせるなど、適切な対応をお願いしたい。

9 総括

阿見町における補助金とは、個別の明確な定義はないものの、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)第2条において、「補助金等」として次のように定義されるとともに、同規則第3条によって、関係者の責務を定めている。

(定義)

第2条 この法律において「補助金等」とは、町が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金で、町長がこの規則を適用する必要があると認めるもの。

2～6(略)

(関係者の責務)

第3条 町長は、町の公益を増進し、かつ町行財政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

2 補助事業者等及び間接事業者等は、補助金等が、町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付、若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うように努めなければならない。

3 補助金等に係る予算の執行に当たっては、町長及びその他の関係職員は、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等が法令等及び予算が定めるところに従って、公平かつ効率的に使用されるように常に努めなければならない。

また、補助金等有する性質は、次のとおりである。

- (1) 反対給付を受けないこと。
- (2) 相手が利益を受けること。
- (3) 使途が特定されていること。

※出典：「補助金適正化法解説」（小滝敏之、全国会計職員協会、2013年）

以上のことを鑑みるに、補助金は、町民から徴収された税金その他の公金によってまかなわれるものであることを十分に理解し、その使途を明確にしたうえで、公平かつ効率的に使用されるべきものといえる。

そのためには、阿見町補助金等交付規則のほか、個別に定められる補助金交付要綱等の規定を順守し、適切な手続きのもと運用されることが求められる。

執行部においては、補助金交付の決定及び確定に必要な書類の審査に一層注意を払い、その交付額の適否について今一度見直しを図るなど、補助金の交付を慣例的なものとせず、公金の適切な運用に資することを期待したい。